

# 水道用薬品購入（苛性ソーダ）

## 仕様書

（一般）

第1条 本仕様書にて購入する苛性ソーダは、南相馬市水道事業管内の施設において浄水用に使用するものである。

契約期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

契約区分：1kg当たりの単価契約

支払方法：月払い

（関係法令等の遵守）

第2条 受注者は、苛性ソーダの納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（品質）

第3条 本仕様書に基づき納入する苛性ソーダは、次の各号に定める品質規格に適合すること。また、受注者は納入の都度、当該品質規格に適合することを証明する分析報告書を提出すること。

（1）納入する苛性ソーダは、日本水道協会規格水道用苛性ソーダ（JWWAK 122：2005）の品質で下表に適合する製品とする。

項目	規格
外観	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム	25～30
塩化ナトリウム	1.5以下

（2）令和2年3月25日付厚生省令第38号「水道施設の技術的基準を定める省令」（改正された場合、最新のものとする。）第1条第16号に適合する製品とする。なお、設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省健康局水道課）（改正された場合、最新のものとする。）に基づくものとする。

(品質の検査)

第4条 受注者は、前条第1項の各号に示した項目に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。ただし、(社)日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって代えることができる。

- 2 前項の分析試験結果書は、公的機関(計量法による濃度計量証明事業所又は厚生労働大臣指定の水質検査機関)により、提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- 3 発注者は必要に応じて前条の規格等に適合しているか試験を行なうものとする。
- 4 発注者が前項の試料の試験を行なった結果、前条の規格等に適合しないことが判明した場合は、受注者の責任と負担により取り換えるものとする。

(納入日時・場所)

第5条 受注者は、発注者が指示した納入日時に極力変更が伴わないように調整し、苛性ソーダを納入しなければならない。併せて、受注者が発注者の指示する各浄水場の貯留タンクへ納入すること。

- (1) 大谷浄水場 南相馬市原町区大谷字西山 地内

(納入計画書)

第6条 受注者は、次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、発注者の承認を得ること。

- (1) 薬品の濃度、比重、温度の特性を示すデータ
- (2) 緊急時の連絡体制表

(緊急時の対応)

第7条 浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、受注者は納入計画書の緊急連絡体制表に基づき、これに応じられる体制を整えておくこと。

(疑義等の決定)

第8条 この仕様書に定めのない事項、又は契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。

(原状回復)

第9条 納入時等において、装置、建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担

において原状回復するものとする。

(契約の解除)

第10条 納入された物品を使用することにより、水道法第4条に定める水質基準の遵守に支障を生じる事態などが生じ、発注者からの改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして受注者が直ちに措置を講じない場合、発注者はこの契約を解除することができるものとする。

(入札について)

第11条 入札書に記載する金額は、1kg当たりの単価（消費税抜き）とすること。【単価契約】

水道用薬品購入（苛性ソーダ）  
想定数量表

品名・規格・数量・納品場所

品名	規格	年間数量 (想定)	納品場所	貯留タンク容量	運搬搬入種別
苛性ソーダ	仕様書第 3 条による	12,400kg	原町区 大谷浄水場	4.0 m <sup>3</sup> ×2	ローリー車又は車両積載

**特記** ・ 1回で注文する購入量は、**4,000kg～5,000kg** 程度とし、発注者が浄水場の貯留タンクへの納入数量を指定する。

- ・ 年間数量は想定であり、水質の状況変化等により数量が大幅に変動する場合がある。数量に変動があった場合でも契約単価に変更は無いものとする。